

新居浜工業高等専門学校卒業・進級判定会議規則

平成20年6月10日規則第4号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校に新居浜工業高等専門学校卒業・進級判定会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本科学士の卒業判定に関する事項
- (2) 本科学士の進級判定に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事，各学科主任，一般教養科主任，数理科主任，事務部長，学生課長

(会議)

第4条 会議に議長を置き，教務主事をもって充てる。

2 会議は，議長が招集する。

3 議長に事故あるときは，議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は，委員の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし，やむを得ない事由により出席できないときは，その旨議長に申し出て，代理者を会議に出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は，学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則の定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附則

この規則は，平成20年6月10日から施行する。